

令和6年10月15日

岐阜県(岐阜市を除く)から感染症調査を受けられた方へ

**「レジオネラ症集団感染事例の全ゲノム解析を活用した疫学解析に関する研究」
への協力をお願い**

岐阜県では行政課題に対応した以下の調査研究を実施します。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

【研究の対象】

平成17年4月から令和6年3月にレジオネラ症と診断され、岐阜県(岐阜市を除く)から、臨床検体(喀痰など)、または分離されたレジオネラ属菌の提供依頼をされた方

【研究期間】

令和6年10月15日から令和9年3月31日まで

【研究目的・方法】

岐阜県では、レジオネラ症が発生した場合には、感染症法に基づき行動歴などの聞き取り調査及び患者検体からのレジオネラ菌の分離検査を実施しています。聞き取り調査によって感染源となり得る入浴施設などの利用歴が明らかになった場合には、その入浴施設の管理状況調査や、浴槽水などのレジオネラ属菌検査を実施して、早期の被害の拡大防止、原因究明を行っています。しかしながら、患者と利用歴のある入浴施設の両方からレジオネラ菌が分離されたとしても、レジオネラ属菌は土壌などに生息している菌であることから、ただちに感染源と特定することはできず、菌株が同じなのか違うのかを判断するための検査が必要な場合があります。

本研究では、この菌株の異同を判定する検査に、近年全世界で活用が始まっている全ゲノム解析手法を導入することを目的とし、過去の集団事例の株、その他のレジオネラ症患者由来株、環境(主に浴槽水)由来株を用いて検討することとしています。全ゲノム解析を用いた比較法を確立することにより、今後発生するレジオネラ症感染事例(疑いを含む)発生時の調査に役立てることが可能です。

【研究に用いる試料・情報の項目】

平成17年4月から令和6年3月に感染症法に基づき岐阜県(岐阜市を除く)が調査したレジオネラ症患者のうち、レジオネラ属菌が検出され当所に搬入された患者の下記の疫学情報、及び菌株を本研究で利用します。試料、情報は匿名化(特定の個人を容易に識別できない)して利用します。

- ・届出医療機関の所在圏域(岐阜・西濃・中濃・東濃・飛騨)
- ・検体採取年月

- ・検査材料(喀痰等)
- ・分離されたレジオネラ属菌の菌種及び血清群
- ・利用施設がある場合
 - ・利用施設の所在圏域(岐阜・西濃・中濃・東濃・飛騨)
 - ・分類(公衆浴場、旅館業、その他)
 - ・施設名(匿名化して使用)

【研究に用いる試料・情報の利用を開始する予定日】

令和7年1月15日

【研究組織】

岐阜県保健環境研究所

【研究への参加辞退をご希望の場合】

本研究に関して新たに対象者の方に行っていただくことはなく、費用もかかりません。本研究に関する質問等がありましたら以下の連絡先まで問い合わせください。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて了承いただけない場合には研究対象としませんので、令和7年1月15日までに以下の連絡先まで申し出ください。令和7年1月15日以降はデータを確定するため対応できません。

なお、本研究は、岐阜県保健所等倫理審査委員会の承認を得ております。また、この研究への参加をお断りになった場合にも、個人の不利益になることはありません。

【研究から生じる知的財産権の帰属と利益相反】

研究者及び岐阜県に帰属し、研究対象者には生じません。研究の成果の解釈及び結果の解釈に影響を及ぼすような「起こりえる利益相反」は存在しません。

【研究責任者】

岐阜県保健環境研究所 保健科学部

氏名: 今尾 幸穂

【連絡先】

岐阜県保健環境研究所 保健科学部

氏名: 野田万希子

〒504-0838 岐阜県各務原市那加不動丘 1-1

TEL: 058-380-2100

FAX: 058-371-5016

E-mail: c22614@pref.gifu.lg.jp

【苦情窓口】

岐阜県保健所等倫理審査委員会事務局

〒504-0838 岐阜県各務原市那加不動丘 1-1

TEL:058-380-3002

FAX:058-371-1233

E-mail: c22701@pref.gifu.lg.jp